

用 語 解 説

あ アストロウイルス	非細菌性急性胃腸炎を引き起こす小型球形ウイルスの一種。小型球形ウイルスと呼ばれるものは、この他「ノロウイルス」「サポウイルス」がある。アストロウイルスによる感染性胃腸炎の症状はノロウイルス等と同様、吐き気、嘔吐、下痢等を呈する。
あ アデノウイルス	非細菌性急性胃腸炎を引き起こす胃腸炎ウイルスの一種。胃腸炎の原因となるアデノウイルスは腸管アデノウイルスとも呼ばれるが、この他のアデノウイルスは眼疾患、上気道炎等の原因となる。
い 一般環境大気測定局	環境大気測定局のうち、住宅地などの一般的な生活空間における大気汚染の状況を把握するため設置されたもの。環境基準の適合状況の把握、大気汚染対策の効果の確認など地域全体の汚染状況を把握することや、特定発生源の影響を受け高濃度の局所汚染が出現しやすい地域での緊急時の措置に対処することなどである。全国に約 1,500 局の測定局が設けられ、大気汚染の常時監視が行われている。
い 遺伝子組換え食品	商業的に栽培されている植物（作物）に遺伝子操作を行い、新たな遺伝子を導入し発現させたり、内在性の遺伝子の発現を促進・抑制したりすることにより、新たな形質が付与された作物を「遺伝子組換え作物」といい、これらを原料とした食品を「遺伝子組換え食品」という。
え 液体クロマトグラフ (LC)	粒径が微小、かつ、均一な充てん剤を詰めた分離カラムやキャピラリーチューブの内壁に固定相を保持した分離カラムを用いて、高圧下で（液体の）移動相を送液して試料中の成分を分離する装置。
え 液体クロマトグラフ 質量分析計 (LC/MS)	分離装置に液体クロマトグラフを、検出器に質量分析計を用い、両者をオンラインで結合させた分析装置。
え エルシニア感染症	腸内細菌科のエルシニア属に属するグラム陰性桿菌による感染症のこと。一般的に、「エルシニア感染症」と言えば、 <i>Yersinia enterocolitica</i> と <i>Yersinia pseudotuberculosis</i> による感染症を指す。症状としては、胃腸炎型（嘔吐、下痢、腹痛、発熱）のほか、猩紅熱様発疹などを呈する。
え エンテロウイルス	主に腸管内で増えるウイルスのこと。多くの型があり、「夏かぜ」といわれるような呼吸器症状、発疹、口内炎、結膜炎、髄膜炎など、様々な症状を引き起こすが、感染してもほとんど症状が現れない場合もある。手足口病の原因となるコクサッキーウイルス A16 型とエンテロウイルス 71 型、急性出血性結膜炎をおこすコクサッキーウイルス A24 型とエンテロウイルス 70 型、無菌性髄膜炎の原因の一つであるエコーウイルス 30 型などが含まれる。

<p>お 汚濁負荷量</p>	<p>水環境に流入する陸域から排出される有機物や窒素、りん等の汚濁物質を指す。一般的には、汚濁物質の時間あるいは日排出量で表わし、「汚濁負荷量＝汚濁濃度×排水量」で計算する。事業場排水等については、濃度規制が多いが、たとえ低濃度でも排出量が大きいと環境に与える影響は大きくなるため、一般的に環境への影響を推定する場合は汚濁負荷量を用いる。</p>
<p>か ガスクロマトグラフ (GC)</p>	<p>気体を移動相とし、吸着剤などを固定相とした分離カラムを用いて、気化させた試料中の成分を分離する装置。</p>
<p>か ガスクロマトグラフ質量分析計 (GC/MS)</p>	<p>分離装置にガスクロマトグラフを、検出器に質量分析計を用い、両者をオンラインで結合させた分析装置。</p>
<p>か 株 (菌株)</p>	<p>微生物の単一種が一定量まとまって生育している状態のこと。</p>
<p>か 川崎病</p>	<p>乳幼児に発生する原因不明の急性熱性疾患であり、1967年に川崎富作博士により世界で初めて報告された。主な病態は全身の中小動脈血管炎である。近年、免疫グロブリン超大量療法が導入されたことで高率に冠状動脈瘤形成予防が可能となったが、まだ約4～8%に冠状動脈瘤を形成し、その4%に虚血性心疾患を引き起こすことから、リウマチ熱を克服した先進諸国において小児後天性心疾患の原因第1位となっている。また、免疫グロブリンの作用機序も未だ解明されておらず、それら不応例群も約13～20%存在しており、治療法に対しても様々な検討がなされている。</p>
<p>か 環境基準</p>	<p>環境基本法に基づき、政府が定める環境保全行政上の目標のこと。環境基準は、「人の健康を保護し及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」と定義されており、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音などに関して基準が定められている。また、同法では「常に適切な科学的判断が加えられ、必要な改定がなされなければならない」と規定されている。</p>
<p>か 環境大気測定局</p>	<p>大気汚染防止法に基づき、環境大気の汚染状況を常時監視するために設置されている測定局のこと。環境大気測定局は、一般環境大気測定局と自動車排出ガス測定局に区分される。</p>
<p>き 揮発性有機化合物 (VOC)</p>	<p>常温常圧で空気中に容易に揮発する物質の総称で、主に人工合成されたものを指す。「VOC」ともいう。比重は水よりも重く、粘性が低くて、難分解性であることが多いため、地層粒子の間に浸透して土壌・地下水を汚染する。一方、大気中に放出され、光化学反応によってオキシダントや浮遊粒子状物質の発生に関与していると考えられている。現在は、関係法令により排出が規制されている。</p>
<p>け 血清型</p>	<p>微生物の細胞表面の抗原を基に分類した型のこと。血清型は、微生物の疫学指標としての役割を担う。</p>

<p>こ 抗体</p>	<p>リンパ球のうち B 細胞の産生する糖タンパク分子で、特定のタンパク質などの分子（抗原）を認識して結合する働きをもつ。抗体は主に血液中や体液中に存在し、体内に侵入してきた細菌やウイルス等を抗原として認識して結合する。抗体が抗原に結合すると、これを白血球やマクロファージといった食細胞が認識・貪食して体内から除去したり、リンパ球などの免疫細胞が結合して免疫反応を引き起こす。これらの働きにより感染防御機構において重要な役割を担っている。</p>
<p>こ 抗体価</p>	<p>ある特定の抗体が示す抗原抗体反応の強さの指標。</p>
<p>こ 湖沼水質保全計画</p>	<p>湖沼水質保全特別措置法に基づき、湖沼が指定湖沼及び指定地域に定められたとき、都道府県知事が湖沼水質保全基本方針に基づき定める水質保全施策に関する計画のこと。本県では、平成 24 年 3 月に児島湖に係る第 6 期湖沼水質保全計画を策定した。</p>
<p>さ サポウイルス</p>	<p>非細菌性急性胃腸炎を引き起こす小型球形ウイルスの一種。小型球形ウイルスと呼ばれるものは、この他「ノロウイルス」や「アストロウイルス」がある。サポウイルスによる感染性胃腸炎の症状は、ノロウイルス等と同様、吐き気、嘔吐、下痢等を呈します。</p>
<p>し COD</p>	<p>水中の有機物を酸化剤で分解する際に消費される酸化剤の量を酸素量に換算したもので、海水や湖沼水質の有機物による汚濁状況を測る代表的な指標のこと。「化学的酸素要求量」ともいう。環境基準では、河川には COD 値は設定されず、湖沼および海域で COD 値が設定されている。また、水質汚濁防止法に基づき、排水水の規制のための COD の基準値が定められている。類似の指標に BOD（生物化学的酸素要求量）がある。</p>
<p>し 自然毒</p>	<p>生物が生産及び保有する生理活性物質で、他の生物に対してのみ有害作用を示すもの。代表的なものとして、フグ毒、貝毒、毒キノコなどがある。自然毒は植物性自然毒と動物性自然毒に大別されるが、日本における事件数及び患者数とも植物性自然毒によるもの多いが、致命率は動物性自然毒のほうが高い。</p>
<p>し 質量濃度</p>	<p>大気環気中の粉じん等の濃度をその質量で示す基本的な表示方法のこと。通常、空気 1m³ 中に含まれる粉じん等の総質量によって表わされるため、表示単位として mg/m³ や µg/m³ などが用いられる。</p>
<p>し 質量分析計</p>	<p>イオン化した物質を電場や磁場などを用いて質量分離することにより、質量を求める分析装置のこと。ガスクロマトグラフや液体クロマトグラフと組み合わせて用いられる。</p>
<p>し 指定物質 (水質汚濁防止法)</p>	<p>公共用水域に多量に排出されることにより人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある物質として、水質汚濁防止法の規定によりホルムアルデヒドやヒドラジンなど 55 物質が指定されている。</p>

<p>し 自動車排出ガス測定局</p>	<p>環境大気測定局（「環境大気測定局」参照）のうち、交差点や道路、道路端付近など交通渋滞による自動車排出ガスによる大気汚染の影響を受けやすい区域の大気状況を常時監視することを目的に設置されたもの。設置区域は、人が常時生活し、活動している場所で、自動車排出ガスの影響が最も強く現れる道路端又はこれにできるだけ近接した場所が望ましいとされる。設置目的は、大気環境基準適合状況の把握や都道府県公安委員会に対して緊急時の措置として交通規制などを要請する際の判断根拠、自動車から排出される有害大気汚染物質による大気の汚染状況の把握などに活用される。全国に 300 局以上の測定局が設けられ、測定が行われている。</p>
<p>し （大気）常時監視</p>	<p>大気の汚染の状況を常時監視すること。大気汚染防止法に基づき、都道府県知事は、常時監視の義務が課せられている。</p>
<p>し 常時監視試行事業（微小粒子状物質関係）</p>	<p>環境省が地方自治体に測定機器を貸与して試行的に微小粒子状物質（PM2.5）質量濃度の自動測定を実施している事業のこと。平成 21 年度から 5 年間をめどに実施しており、全国の環境大気中の PM2.5 濃度に関する基本的なデータを取得するとともに、PM2.5 自動測定機器の特性の把握や地方自治体における機器の取扱いの習熟等を目的としている。</p>
<p>せ 生活排水</p>	<p>水質汚濁防止法によれば、「炊事、洗濯、入浴等人の生活に伴い公共用水域に排出される水（排水を除く。）」と定義されている。生活排水の中でし尿を除いたものを生活雑排水という。排水中の窒素やりんによる富栄養化など水質汚濁の原因のなかで生活排水の寄与が大きくなり、生活雑排水を未処理で放流する単独処理浄化槽に代わって、下水処理施設の完備や合併浄化槽の普及が急務となっている。</p>
<p>ち 窒素・りん規制</p>	<p>富栄養化の原因物質である窒素およびりんの公共用水域への排出を規制すること。人口・産業が集中する広域的な閉鎖性海域では、水質の悪化が著しく進行していたため、窒素やりんの排出規制が進められてきた。瀬戸内海では、瀬戸内海環境保全特別措置法に基づき、昭和 55 年から関係府県が定める指定物質削減指導方針により、りんの削減指導が実施されてきた。一方、平成 8 年には窒素が指定物質削減指導方針の対象項目として追加された。</p>
<p>ち 地方衛生研究所</p>	<p>地域保健対策を効果的に推進し、公衆衛生の向上及び増進を図るため、都道府県又は指定都市における科学的かつ技術的中核として、関係行政部局、保健所等と緊密な連携の下に、調査研究、試験検査、研修指導及び公衆衛生情報等の収集・解析・提供を行うことを目的として設置された機関のこと。本県では、当センターがその役割を担っている。</p>
<p>ち 腸管出血性大腸菌 O157</p>	<p>ベロ毒素又は志賀毒素と呼ばれている毒素を産生する大腸菌のことで、この菌の代表的な O 血清群には、157 が存在する。この菌により食中毒などの感染症を引き起こす。この菌は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律により 3 類感染症として指定され、診断した医師には所轄する保健所などへの届出が義務づけられている。</p>

つ つつが虫病	ツツガムシ（ダニの一種）の媒介によってオリエンチア・ツツガムシというリケッチア（細菌の一種）に感染した宿主が発症する感染症のこと。ツツガムシは土壌中を生息場所としており、ツツガムシの幼虫がリケッチアを保有しヒトの皮膚に咬みついた部分から感染する。主な症状は発熱と頭痛、悪寒、筋肉痛で発疹は第5日目までに出現し、刺咬創部位には黒褐色のかさぶたが出来る。
に 日本紅斑熱	紅斑熱リケッチアの一種であるリケッチア・ジャポニカに感染したマダニの媒介によって起こる感染症のこと。保菌宿主はネズミ、イヌ、ウサギである。主な症状は、刺された後に高熱と頭痛および刺し口の紅斑をきたす。
の ノロウイルス	非細菌性急性胃腸炎を引き起こす小型球形ウイルスの一種。貝類の摂取による食中毒の原因になるほか、感染したヒトのふん便や嘔吐物等から経口感染する。ノロウイルスによる集団感染は世界各地の学校や養護施設等で散発的に発生している。
ひ 微小粒子状物質 (PM2.5)	直径が $2.5\mu\text{m}$ 以下の超微粒子のこと。「PM2.5」ともいう。大気汚染の原因物質の一つであり、粒子径が非常に小さいため、気管を通過しやすく肺胞などに付着するため、人体への影響が大きく、ぜんそくや気管支炎を引き起こすとされる。代表例であるディーゼル排気微粒子は、大部分が粒径 $0.1\sim 0.3\mu\text{m}$ の範囲内にあり、発ガン性や気管支ぜんそく、花粉症などの健康影響との関連が懸念されている。
ふ VNTR 法	結核菌遺伝子の特定の部位に存在し、菌株毎に数が異なる「繰り返し配列」の数を測定し、比較する方法。
ふ 浮遊粒子状物質 (SPM)	大気中に浮遊している粒子状物質で、代表的な大気汚染物質の一つ。「SPM」ともいう。環境基準では、粒径 $10\mu\text{m}$ 以下のものと定義しており、1時間値の1日平均値が $0.10\text{mg}/\text{m}^3$ 以下、1時間値が $0.20\text{mg}/\text{m}^3$ 以下、と定められている。微小粒子状物質の発生源は、工場のばい煙、自動車排出ガスなどの人の活動に伴うもののほか、自然界由来（火山や森林火災など）のものがある。また、粒子として排出される一次粒子とガス状物質が大気中で粒子化する二次生成粒子がある。
ほ ポリ塩化ビフェニル (PCB)	ベンゼン環が2つ繋がったビフェニル骨格の水素が塩素で置換された化合物の総称。「PCB」ともいう。熱安定性及び電気絶縁性に優れ、絶縁油や熱媒体、ノーカーボン紙等に広く用いられたが、難分解性で生体に蓄積するため、現在製造・輸入が原則的に禁止されている。
ま マウス（試験）法	マウスの腹腔内に試料を投与し、マウスの生死や致死時間から毒力を測定する方法。日本ではマウス毒性試験が貝毒検査の公定法となっている。
も モデル解析	数値シミュレーションに際し、ある因果関係を想定したモデルをから数式を作成し、コンピューターに入力して演算し解析すること。本計画（案）では、北七区及び西七区におけるCODや窒素、りん等の汚濁物質の物質収支をモデル化して数式を作成し、数値シミュレーションを行う。

<p>ゆ 有害物質 (水質汚濁防止法)</p>	<p>水質汚濁防止法に「カドミウムその他の人の健康に被害を生ずるおそれのある物質で政令で定めるもの」と規定されている。カドミウム及びその化合物、水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物、PCB 等の 28 項目が有害物質として指定されている。</p>
<p>り リケッチア症</p>	<p>リケッチア（細菌の一種）がダニ等の節足動物を媒介として引き起こす感染症の総称。日本紅斑熱やつつが虫病、発疹チフス、Q 熱などがある。</p>
<p>り 流出水対策地域</p>	<p>農地や市街地等の非特定汚染源（面源）から流出して湖沼に流入する汚濁負荷の対策として指定される地域こと。都道府県は、流出水対策地域における流出水対策推進計画を策定し、その対策を推進することとなるが、具体的な対策としては農地における適正施肥や水管理の改善、市街地における道路清掃、雨水の地下浸透、植生による水質浄化等がある。</p>
<p>れ レジオネラ</p>	<p>レジオネラ属に属する細菌の総称であり、グラム陰性の桿菌のこと。レジオネラ肺炎等多くのレジオネラ症を引き起こす多くの種を含む。少なくとも 46 の種と 70 の血清型が知られている。</p>
<p>れ レファレンスセンター</p>	<p>国立感染症研究所（感染研）および地方衛生研究所（地研）は衛生微生物技術協議会を核としたネットワークを形成し活動しているが、個々の地研がすべての病原体に関する検査技術を維持し対応していくことは困難であるため、「衛生微生物技術協議会レファレンスセンター構想」が生まれ、現在 13 のレファレンスセンターが活動している。レファレンスセンターの業務は、各種病原体の検査法共同開発、各ブロックへの技術移転と検査技術の維持、検査用試薬等の維持と供給、各地域における検体の検査等である。</p>
<p>ろ ローボリウムエアサンプラー</p>	<p>大気中の浮遊粒子状物質をろ紙上にろ過捕集することにより採取する装置で、吸引する空気量が 0.01～0.03m³/分程度のものを指す。</p>
<p>ろ ロタウイルス</p>	<p>レオウイルス科の一種で、2 層のタンパク質の殻に覆われた 2 本鎖 RNA を遺伝子として持つウイルスのこと。一般的に乳児下痢症や嘔吐下痢症の原因としても知られている。アメリカ合衆国では年間 50 万人以上が主に下痢症状で受診し、特に小児は重篤な下痢を起こしやすい。</p>